

千葉市観光振興検討会議の傍聴を希望する方へ（ご案内）

1 傍聴手続

会議の傍聴を希望する方は、本市ホームページで公表する傍聴案内（以下「案内」という。）に従って事前に申し込んでください。

会議の開催日当日は、指定した時間内に、受付で名簿への氏名の記入等を行っていただきます。会議が開始した後は、事前申込みをしている方であっても、会議会場に入ることはいけませんので、ご注意ください。

2 定員等

傍聴者の定員は、案内でお示しします。

事前申込みの受付は先着順に行い、定員に達し次第終了します。

3 入場制限

以下のいずれかに該当する方は、会議会場に入ることができません。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方
- (2) 酒気を帯びていると認められる方
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している方
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している方
- (5) 上記のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる方

4 傍聴者の遵守事項

傍聴者には、以下の事項を守っていただきます。

- (1) 会議の傍聴に当たり、座長の指示に従うこと。
- (2) 会議中は、静粛に傍聴するとともに、会議における意見等に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会議中は、立ち歩かないこと。
- (4) 会議会場で、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。（座長の許可を得た場合を除く。）
- (5) 会議中は、携帯電話等の通信機器その他音を発する機器の電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (6) 会議会場で、飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 会議会場で、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、のぼり等を掲出し、又ははち巻、腕章等を着用しないこと。（報道機関が着用する腕章を除く。）
- (8) 上記のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

5 秩序の維持

この要領に違反した場合、座長の指示により退場していただくことがあります。